

## 川崎市産科医師等分娩手当補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県産科医師等分娩手当補助金交付要綱（平成21年5月13日施行）に基づき、急激に減少している産科医療機関、助産所及び産科医等の確保を図るため、産科医、産婦人科医及び助産師（以下「産科医等」という。）が取扱う分娩件数に応じて支給される手当（以下「分娩手当等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、神奈川県産科医師等分娩手当補助金交付要綱に基づく川崎市内に所在する分娩施設（独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び神奈川県周産期救急医療事業実施要綱に定める周産期救急患者受入病院を除く。）の開設者（以下「補助事業者」という。）とする。

(対象施設)

第3条 対象施設は、次の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと市長が判断し、神奈川県知事が適当と認めたものとする。

(1) 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取扱う産科医等に対する分娩手当等の支給について明記している分娩施設であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、当該分娩施設で雇用される産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、市長が適当と認めた場合は、開設者本人についても対象とする。

(2) 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が55万円未満の分娩施設であること（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）。なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

(補助の対象)

第4条 補助の対象とする事業は、神奈川県産科医師等分娩手当補助金交付要綱に基づき、第2条に掲げる分娩施設に勤務する産科医等に対して分娩手当等を支給すること（以下「補助事業」という。）とする。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、次により算定する。

(1) 別表基準額の欄に定める基準額に、補助対象となる年間分娩取扱件数を乗じて得た額と、同表対象経費の欄に定める対象経費の年間実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と、当該補助事業に係る総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(3) 前号により選定された額に、別表に定める補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

(申請書の提出)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、川崎市産科医師等分娩手当補助金交付申請書(第1-1号様式)に必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に、既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、川崎市産科医師等分娩手当補助金変更交付申請書(第1-2号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に基づく補助金の交付の申請があったときは、速やかに当該申請の書類の審査を行い、補助金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

(交付条件)

第8条 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が、予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 別表に定める対象経費について、他の補助金等の交付を重複して受けてはならない。

(変更の承認)

第9条 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第10条 申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の実施について、別に定める期日までに川崎市産科医師等分娩手当補助(上半期・下半期)事業実施状況報告書(第3号様式)に必要な書類を添えて市長に報告するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業の実績について、川崎市産科医師等分娩手当補助金事業実績報告書(第4号様式)に必要な書類を添えて、事業の完了から起算して1か月を経過した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、市長に提出するものとする。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、

当該収入及び支出についての証拠書類を、事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）のうち、補助事業により取得、又は効用の増加した財産に関する証拠書類等は、処分の制限時間が経過するまで保管しなければならない。
- 3 補助事業者が、法人その他の団体である場合であって、前2項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承認する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第14条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

（書類の経由）

第15条 この要綱の規定により書類を市長に提出する場合は、健康福祉局を経由しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月25日から施行し、平成21年4月1日の分娩手当から適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助額
1分娩あたり 10,000円	分娩を取扱う産科医等に対して処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	3分の1

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所  
法人(団体)名  
代表者氏名



年度川崎市産科医師等分娩手当補助金交付申請書

このことについて、川崎市産科医師等分娩手当補助金交付要綱第6条に基づき、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 事業実施に要する経費に関する計画 別紙1-1のとおり
- 3 事業に係る所要額調書 別紙1-2のとおり
- 4 添付書類
  - ・歳入歳出予算書(見込書)の抄本
  - ・分娩手当制度の概要及び運営方法を記載した資料(就業規則など)
  - ・一般的な分娩費用の内訳がわかるもの
  - ・その他参考となるべき資料

連絡 担当者	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	電 話	
	ファクシミリ	

## 事業実施に要する経費に関する計画

(施設名)

番号	施設の名称	開設主体	要綱別表第1欄 に定める基準額 (A)	要綱別表第2欄に 定める対象経費 の実支出額 (B)	選定額 (C)	総事業費から 寄付金その他 収入額を控除 した額 (D)	前年度末の 累積欠損金 及び不良債 務	要綱別表 第3欄に定 める補助率 (E)	交付額 (F)	※市町村記入欄	
										市町村 補助率 (G)	市町村 補助額 (H)
1			円	円	円	円	円	1/3	円		円
合 計											

## 【記載要領】

施設別に記載すること

(A) 欄：別紙1-2(F) 欄の合計額と同額となる。

(B) 欄：別紙1-2(G) 欄の合計額と同額となる。

(C) 欄：(A) 欄と(B) 欄を比較して額の低い方を記載すること。

(D) 欄：補助対象事業に係る総事業費を記載すること。(当該補助事業に係る寄付金やその他収入が無い場合は(B) 欄と同額となる。)

(F) 欄：(C) 欄と(D) 欄を比較して額の低い方に(E) 欄の率を乗じた額 &lt;千円未満の端数切捨&gt;

## 事業に係る所要額調書

所在地 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

開設主体 \_\_\_\_\_

番号	一般的な 分娩費用 (A)	分娩取扱 見込件数 (総数) (B)	分娩取扱 見込件数 (補助対象件数) (C)	手当制度 の設置年月	手当支給 対象者	1分娩あたりの 手当単価 (D)	基準額 (単価) (E)	基準額 (F)	分娩手当 実支給額 (見込) (G)
1									
2									
3									
4									
5									
合 計				/	/	/	/		

**【記載要領】**

- (A) 欄：正常分娩1分娩あたりの入院から退院までに一般的に分娩費用として徴収する最も低廉な額を記載する。  
※妊産婦が任意に選択できる費用(記念品、特別料理等)については、これに含めない。
- (B) 欄：補助対象年4月1日～翌年3月31日までの間に取扱った分娩件数の総数(見込)を記載すること。
- (C) 欄：補助対象年4月1日～翌年3月31日までの間で分娩手当の支給対象となる分娩件数(見込)を記載すること。
- (D) 欄：分娩手当の支給対象となる者と、その支給単価について記載すること。  
※産科・産婦人科医師及び助産師に支払われる手当についてのみ算定すること。  
※正常分娩と異常分娩で単価が変わる場合などは行を変えて全て記載すること。
- (E) 欄：要綱別表第1欄による基準額を記載すること。
- (F) 欄：(C) 欄×(E) 欄
- (G) 欄：実際に産科医等に支給される年間の手当支給実績(見込) を記載すること。  
※産科・産婦人科医師及び助産師に支払われる手当についてのみ算定すること。

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所  
法人(団体)名  
代表者氏名



年度川崎市産科医師等分娩手当補助金変更交付申請書

このことについて、川崎市産科医師等分娩手当補助金交付要綱第6条第2項に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円  
既交付決定額 円  
変更交付申請額 円  
増減額 円
- 2 事業実施に要する経費に関する計画(変更後) 別紙2-1のとおり
- 3 事業に係る所要額調書(変更後) 別紙2-2のとおり
- 4 添付書類
  - ・歳入歳出予算書(見込書)の抄本
  - ・分娩手当制度の概要及び運営方法を記載した資料(就業規則など)
  - ・一般的な分娩費用の内訳がわかるもの
  - ・その他参考となるべき資料

連絡 担当者	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	電 話	
	ファクシミリ	

事業実施に要する経費に関する計画（変更後）

（施設名）

番号	施設の名称	開設主体	要綱別表第1欄 に定める基準額 (A)	要綱別表第2欄に 定める対象経費 の実支出額 (B)	選定額 (C)	総事業費から 寄付金その他 収入額を控除 した額 (D)	前年度末の 累積欠損金 及び不良債 務	要綱別表 第3欄に定 める補助率 (E)	交付額 (F)	※市町村記入欄	
										市町村 補助率 (G)	市町村 補助額 (H)
1			円	円	円	円	円	1/3	円		円
合 計											

【記載要領】

施設別に記載すること

(A) 欄：別紙2-2(F) 欄の合計額と同額となる。

(B) 欄：別紙2-2(G) 欄の合計額と同額となる。

(C) 欄：(A) 欄と(B) 欄を比較して額の低い方を記載すること。

(D) 欄：補助対象事業に係る総事業費を記載すること。（当該補助事業に係る寄付金やその他収入が無い場合は(B) 欄と同額となる。）

(F) 欄：(C) 欄と(D) 欄を比較して額の低い方に(E) 欄の率を乗じた額 < 千円未満の端数切捨 >



事業実施に係る所要額調書(変更後)

所在地 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

開設主体 \_\_\_\_\_

番号	一般的な 分娩費用 (A)	分娩取扱 見込件数 (総数) (B)	分娩取扱 見込件数 (補助対象件数) (C)	手当制度 の設置年月	手当支給 対象者	1分娩あたりの 手当単価 (D)	基準額 (単価) (E)	基準額 (F)	分娩手当 実支給額 (見込) (G)
1							10,000	0	0
2									
3									
4									
5									
合 計									

【記載要領】

- (A) 欄：正常分娩1分娩あたりの入院から退院までに一般的に分娩費用として徴収する最も低廉な額を記載する。  
※妊産婦が任意に選択できる費用(記念品、特別料理等)については、これに含めない。
- (B) 欄：補助対象年4月1日～翌年3月31日までの間に取扱った分娩件数の総数(見込)を記載すること。
- (C) 欄：補助対象年4月1日～翌年3月31日までの間で分娩手当の支給対象となる分娩件数(見込)を記載すること。
- (D) 欄：分娩手当の支給対象となる者と、その支給単価について記載すること。  
※産科・産婦人科医師及び助産師に支払われる手当についてのみ算定すること。  
※正常分娩と異常分娩で単価が変わる場合などは行を変えて全て記載すること。
- (E) 欄：要綱別表第1欄による基準額を記載すること。
- (F) 欄：(C) 欄×(E) 欄
- (G) 欄：実際に産科医等に支給される年間の手当支給実績(見込) を記載すること。  
※産科・産婦人科医師及び助産師に支払われる手当についてのみ算定すること。

(あて先) 川崎市長

住 所  
法人(団体)名  
代表者氏名



年度事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度川崎市産科医師等分娩手当補助金に係る事業を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止、廃止)の内容

変更(中止、廃止)前	変更(中止、廃止)後

2 変更(中止、廃止)の理由

連絡 担当者	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	電 話	
	ファクシミリ	

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所  
法人(団体)名  
代表者氏名



年度川崎市産科医師等分娩手当補助(上半期・下半期)事業  
実施状況報告書

このことについて、次により報告します。

- 1 事業実施状況報告  
別紙3-1のとおり
- 2 分娩手当支給実績(月別)  
別紙3-2のとおり
- 3 給与支給状況内訳(抄本)  
別紙3-3のとおり
- 4 添付書類  
・その他参考となるべき資料

連絡 担当者	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	電 話	
	ファクシミリ	

事業実施状況報告（上半期・下半期）

(施設名)

施設の名称	開設主体	分娩 取扱 件数  (A)	実際に支給した分娩手当額				補助対象分娩手当額		
			業種	分娩に携 わった者の 人数(延べ)  (B)	手当を支給さ れた者の人数 (延べ)  (C)	手当支給額  (D)	業種	補助対象 件数  (F)	手当額計  (G)
			医師(常勤)				医師(常勤)		
			医師(非常勤)				医師(非常勤)		
			助産師				助産師		
			計				計		
合 計			医師(常勤)				医師(常勤)		
			医師(非常勤)				医師(非常勤)		
			助産師				助産師		
			計				計		

別紙3-2各半期分の合計を記載すること。

(A)欄：別紙3-2(B)欄の合計を記載すること。



給与支給状況内訳（抄本）

（施設名）

	氏名 (A)	常勤・非常勤の別	施設の長 (B)	勤務者 (C)	年 月		年 月		年 月		年 月		年 月	
					給与総額 (D)	分娩手当支給額 (E)	給与総額	分娩手当支給額	給与総額	分娩手当支給額	給与総額	分娩手当支給額	給与総額	分娩手当支給額
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
合 計	常 勤 計													
	非常勤 計													
	合 計													

- (A) 欄：期間内に実際に分娩手当が支払われた医師及び助産師名を記入すること。
- (B) 欄：当該医療機関の長である場合に「○」を記入すること。
- (C) 欄：当該医療機関に雇用されている者である場合に「○」を記入すること。
- (D) 欄：基本給・諸手当等を合わせた総支払額（保険料等控除前）を記載すること。

※ 欄外に支払者の署名及び押印により証明をすること。

年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所  
法人(団体)名  
代表者氏名



年度川崎市産科医師等分娩手当補助金事業実績報告書

年 月 日付け川崎市指令健医第 号をもって交付決定を受けた平成  
年度川崎市産科医師等分娩手当補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報  
告します。

1 精算額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業に関する計画(事業計画実績)

別紙4-1のとおり

3 精算額算出内訳

別紙4-2のとおり

4 添付書類

- ・歳入歳出決算抄本
- ・その他参考となるべき資料

連絡 担当者	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	電 話	
	ファクシミリ	

事業に関する計画（事業計画実績）

(施設名)

番号	施設の名称	開設主体	要綱別表 第1欄に定 める基準額 (A)	要綱別表第2欄に 定める対象経費 の実支出額 (B)	選定額 (C)	総事業費から 寄付金その他 収入額を控除 した額 (D)	前年度末の 累積欠損金 及び不良債 務 (E)	要綱別表 第3欄に定 める補助率 (E)	交付額 (F)	交付決定額 (G)	補助金 受入済額 (H)	差 引 過不足額 (H)-(F)	※市町村記入欄	
													市町村 補助率 (I)	市町村 補助額
1			円	円	円	円	円		円	円	円	円		
合 計														

【記載要領】

施設別に記載すること

(A) 欄：別紙4-2(F) 欄の合計額と同額となる。

(B) 欄：別紙4-2(G) 欄の合計額と同額となる。

(C) 欄：(A) 欄と(B) 欄を比較して額の低い方を記載すること。

(F) 欄：(C) 欄と(D) 欄を比較して額の低い方に(E) 欄の率を乗じた額 <千円未満の端数切捨>



## 精算額算出内訳

所在地

施設名

開設主体

番号	一般的な 分娩費用 (A)	分娩取扱件数 (総数) (B)	分娩取扱件数 (補助対象件数) (C)	手当制度 の設置年月	手当支給 対象者	1分娩あたりの 手当単価 (D)	基準額 (単価) (E)	基準額 (F)	分娩手当 実支給額 (G)
1									
2									
3									
4									
5									
合 計									

## 【記載要領】

(A) 欄：正常分娩1分娩あたりの入院から退院までに一般的に分娩費用として徴収する最も低廉な額を記載する。

※妊産婦が任意に選択できる費用(記念品、特別料理等)については、これに含めない。

(B) 欄：補助対象年4月1日～翌年3月31日までの間に取扱った分娩件数の総数を記載すること。

(C) 欄：補助対象年4月1日～翌年3月31日までの間で分娩手当の支給対象となる分娩件数を記載すること。

(D) 欄：分娩手当の支給対象となる者と、その支給単価について記載すること。

※正常分娩と異常分娩で単価が変わる場合などは行を変えて全て記載すること。

(E) 欄：要綱別表第1欄による基準額を記載すること。

(F) 欄：(C) 欄×(E) 欄

(G) 欄：実際に産科医等に支給される年間の手当支給実績を記載すること。

※産科・産婦人科医師及び助産師に支払われる手当についてのみ算定すること。